

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて

1 趣旨

令和元年10月の全面施行から6年が経過するところ、条例施行後3年※を目途とした見直し規定を踏まえ、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会での検討結果に基づき、必要な規定の整備等の措置を講ずる。

※施行後3年の時期はコロナ禍であったこと、令和5年12月には「手話等による意思疎通等促進条例」施行に伴う規定調整のための見直しを実施しているが、この条例の成果や課題を踏まえた見直し検討までには至っていなかったもの。

2 条例の概要

平成31年4月に施行した本条例は、当事者の声も反映させながら、他の自治体の条例の優れた部分も採用し、制定当時としては、専門性の担保された相談対応、地域相談支援員(通称:地域アドボケーター)の創設等、先駆的な内容となっている。

3 条例の成果と課題

障害当事者に寄り添い、その声を代弁して県の相談員につなぐ「地域アドボケーター」の配置をはじめ、障害者差別解消法を補完する相談体制を整備しており、施行前と比べて差別等に関する相談件数が大きく増加するなど、障害のある人が相談の声を上げやすくなったことは成果と考える。

課題としては、差別等の事案は今なお存在しており、県民や事業者への障害の「社会モデル」や合理的配慮の更なる理解促進を図るとともに、地域アドボケーターへの研修の実施など、相談の解決に向けた実効性確保のための取組も併せて推進していく必要がある。

4 見直しにあたっての考え方

当事者団体へのヒアリング、有識者との議論により、今日的にどのような仕組み、施策が足りていないのかという意見を出し合い、検討のもと条例を見直していくとともに、国スポ・障スポのレガシーでもある共生社会づくりの深化にもつなげていけるよう、具体的な施策も実施にむけて検討していく。

5 見直しの進め方

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会および同委員会に設置した条例見直し検討部会で見直しにむけた議論を行う。

(これまでの検討等経過)

令和7年4月～6月	当事者団体・関係機関・市町などへのヒアリング
令和7年6月～7月	滋賀県政世論調査(障害福祉と共生社会の実現について)
令和7年7月2日	第1回障害者差別のない共生社会づくり委員会(見直し検討)
令和7年8月5日	第1回条例見直し検討部会(障害の範囲等)
令和7年7月～9月	当事者団体へのヒアリング
令和7年10月31日	第2回条例見直し検討部会(委員からの意見をもとに議論)
令和8年1月30日	第2回障害者差別のない共生社会づくり委員会(見直し諮問)
令和8年2月6日	第3回条例見直し検討部会(答申素案)
令和8年3月10日	県議会常任委員会(条例見直し検討状況報告)

6 条例見直し検討部会における主な意見

(1)定義の精緻化

ア 精神障害と発達障害を分けて記載することが、わかりやすさ、判別のしやすさ、啓発の観点からも適切である。

【※ 現行条文:障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、～】

イ 車椅子など支援機器を理由とする関連差別にも対応していることを明示すべき。

ウ 合理的配慮の定義について、「必要かつ合理的な調整・変更」が最適と考える。

(2)事前的改善措置(環境整備)の強化:バリアフリーの進展を国スポ・障スポのレガシーとするため、事業者が取り組む社会的障壁の除去に対し、県が支援することを規定すべき。

(3)差別事案に対する県の相談支援の質の向上を図るため、相談員に対するバックアップ体制(有識者からの定期的な助言)を担保するような規定を盛り込んでどうか。

(4)あっせんの申立てに関して県が支援する仕組みを創設し、当事者である障害者に対し意思決定のための支援の充実を図るべきである。

(5)研修等の継続的实施により、地域アドボケーターおよび相談員の社会モデルの理解を段階的に深めるべきである。

7 スケジュール(予定)

令和8年3月13日	第3回障害者差別のない共生社会づくり委員会(答申案)
令和8年7月	県議会常任委員会(改正条例案報告)
同	第1回障害者差別のない共生社会づくり委員会(改正条例案報告)
令和8年8月	県民政策コメント(1か月間)
令和8年10月	県議会常任委員会(県民政策コメントの報告)
令和8年11月	改正条例案上程
令和8年12月	県議会常任委員会(改正条例案審査)
公布の日もしくは 令和9年4月1日	施行